

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの経営理念は、法令遵守と社会的モラルを尊重した健全な事業活動を通じ社会の繁栄に貢献するとともに、ステークホルダーの皆様から、より信頼される企業を目指すことであります。

この経営理念に基づき、経営意思の決定及び業務の執行が適正かつ効率的に行われ、また、それらに対する監視機能が有効に働き、社会から信頼される会社としての経営体制の確立が、コーポレート・ガバナンスに関する最重要事項であると考えております。

当社は、事業の規模及びその内容から、監査役会による監査で十分に監査機能が果たせるため、監査役会設置会社形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友金属工業株式会社	12,084,000	38.24
住友商事株式会社	2,978,000	9.42
三井住友海上火災保険株式会社	1,200,000	3.80
住金物産株式会社	600,000	1.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	451,400	1.43
住友生命保険相互会社	432,000	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	342,600	1.08
ドイツ証券株式会社	223,000	0.71
東京瓦斯株式会社	185,900	0.59
SMBC日興証券株式会社	173,700	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	住友金属工業株式会社
-----------------	------------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループと支配株主である住友金属工業との取引条件等におきましては、原材料、製品の価格動向等を勘案し、価格交渉の上、一般的な取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果の報告を受けており、財務報告の信頼性・正確性について、会計監査人と連携して監査を行っております。また、当社の内部監査部門として業務監査室を設置しており、監査役と業務監査室は、それぞれ各部門を対象とした年間の監査計画に基づいた業務監査を行い、定期的に監査情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
谷水一雄	他の会社の出身者	○	○	○						
伊藤浩一	弁護士									

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
谷水一雄		住友金属工業株式会社の社員である	当社の重要取引先の社員であり、当社の事業内容についての見識があるため。

伊藤浩一



弁護士である。

般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない独立役員であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の業績への貢献度を総合的に勘案し報酬に反映することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

事業報告及び有価証券報告書において全取締役及び全監査役の総額の合計を開示しており、平成24年3月期における報酬総額は153,762千円であります。

当社は、平成17年6月29日開催の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。当制度廃止時の役員退職慰労金を支給額は退任時に支払うこととしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会の決議事項を事前に資料配布し説明しております。また、適宜経営状況等について説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は少数のメンバーで構成することを基本とし、法令及び定款に定められた経営に関する重要事項を決定致します。取締役会は原則として月一回開催し、社長が議長を務めております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、意思決定・監督機能と業務執行機能の分離による意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。各執行役員は、それぞれの所管部門において取締役会での意思決定に基づいて業務を執行することとしております。取締役の人数は4名、執行役員は取締役との兼務者を含めて9名であります。

取締役会の意思決定を補完するものとして、幹部社員以上をメンバーとする経営会議を常設し、的確な情報把握と情報の共有化を行い、急速に変化する事業環境に対応できる体制をとっております。

監査役は、経営の意思決定に係わる重要な会議に出席し意見を述べるなど迅速的確に情報収集を行い、内部監査を行う部門である業務監査室と連携して、社長他全取締役及び各部門並びに子会社社長の業務執行状況を定期的に監査しております。また、社外監査役のうち1名は、当社一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない独立役員であり、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っております。

平成24年3月期の当社の会計監査を担当した有限責任監査法人トーマツの公認会計士は飯野健一及び山野辺純一であり、当期の会計監査業務に係わる補助者は公認会計士4名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業の規模及びその内容から、監査役会による監査で十分に監視機能が果たせるため、監査役会設置会社形態を採用しております。監査役は、経営の意思決定に係わる重要な会議に出席し意見を述べるなど迅速的確に情報収集を行い、内部監査を行う部門である業務監査室と連携して、社長他全取締役及び各部門並びに子会社社長の業務執行状況を定期的に監査しております。また、社外監査役のうち1名は、当社一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない独立役員であります。

以上のように、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているため、社外取締役は選任しておりません。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成24年3月期は、法定期日の5営業日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に株主懇談会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載しているものは次のとおりであります。経営理念、会社概要他企業情報、製品情報、ニュースリリース、株式状況、決算短信・有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、環境への取り組み、その他。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理担当取締役を長とするIRチームを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念にステークホルダーから信頼される企業を目指すことを掲げるとともに、その実現のために内部統制体制整備の基本方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境管理体制を整備し、環境保全活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう適時開示規程を定め、社内体制の充実に努めています。
その他	ホームページでの情報開示の充実に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的考え方

取締役会は、法令等の遵守、及び業務の効率性と適正性の確保を目的とする持続的かつ継続的内部統制活動が、当社の企業価値を維持及び向上させ、もって当社の株主はじめ当社を巡る様々なステークホルダーの利益に寄与するものと認識しております。取締役会は、内部統制体制の整備その他内部統制活動を実施しております。

(2) 内部統制体制整備の概要

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス規程の制定及びコンプライアンス窓口の設置並びに社員教育を行っております。
- b. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制として、文書管理規程を定めております。
- c. 損失の危険の管理に関する体制は、以下のとおりであります。
 - ・当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する基本規程を制定しております。
 - ・経営会議において事業全般に亘る経営リスクの分析と対応を決定しております。
 - ・当社グループ経営に重大な影響を与える大規模な事故等が発生した場合の体制に関する規程を制定するとともに、危機管理委員会を設置しております。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための体制を整備しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりであります。
 - ・取締役会付議基準その他権限規程を定めております。
 - ・重要事項についての検討・決定は取締役会並びに経営会議等を有効に活用しております。
 - ・各取締役は、取締役会に付議された事項について、その執行状況を定期的に報告することとしております。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。
 - ・各子会社における意思決定についての当社への協議・報告ルールを制定しております。
 - ・当社コンプライアンス規程の遵守要請を行っております。
 - ・定期的な業務執行状況の報告、及び当社業務監査室による内部監査を実施しております。
- f. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりであります。
 - ・監査役を補助する専任者、または、独立した内部監査部門である業務監査室が監査役の職務を補助することとしております。
 - ・各取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備しております。
- g. 内部統制体制整備及び内部統制活動推進の統括組織として、内部統制担当取締役を委員長とする内部統制委員会を設置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的考え方

当社グループは、反社会的勢力の排除等に向けた企業の社会的責任及びそのような勢力による圧力からの企業防衛の重要性を認識し反社会的勢力との関係を一切遮断するため、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定めております。

(2) 整備状況

総務部を対応部署とし、また、コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力への対応方法を定め、グループ内の全取締役及び全従業員に周知徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

